

---

プロジェクト	会計基準レベルの新規テーマの評価
項目	「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実 (事務局作成資料)

---

## I. 本資料の目的

1. 第 26 回基準諮問会議（平成 28 年 3 月 4 日開催）において、日本公認会計士協会から、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実について、新規テーマの提案がなされた。仮に本テーマを開発することとなる場合、開示に関する会計基準を開発することになると考えられ、会計基準レベルの提案であると整理されている。
2. 本資料は、本テーマに関する論点を分析することを目的としている。本日は、事務局の分析についてご審議頂き、次回の基準諮問会議において ASBJ に新規テーマの提言を行うか否かの決定をしたい。

## II. 基準諮問会議への検討要望の内容

(テーマ)

「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実（提案者：日本公認会計士協会）

(提案理由)

当協会が 2015 年 4 月 16 日に公表した意見募集「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」において、主として①注記情報の充実 ②表示の統一の二つの観点から広く意見を求め、4 団体・8 個人から意見を受け取った。このうち、①注記情報の充実 については財務諸表の利用者を含め賛同の意見が複数得られている。

注記の充実は、実務対応レベルで対応可能な論点であり、我が国企業の財務諸表の有用性の向上の観点からも優先して改訂が必要な項目であると考えます。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(具体的内容)

我が国の会計基準と IFRS において注記情報の開示が要求される項目を比較すると、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として、日本基準においても開示を求めるべきと考えられる項目がある。

特に、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」において開示が求められている次の注記情報については、財務諸表利用者が、企業の財務諸表の作成の前提を理解し、重要な不確実性（リスク）を把握する上で有用であり、投資家と企業との対話を促進する基礎となる情報であると考えられる。このため、我が国の会計基準においても、こうした情報を注記情報として開示を求めることを検討すべきである。なお、上記の注記情報の検討においては、我が国の財務諸表の「重要な会計方針の注記」についても、企業の実態に即した、より具体的な記載を求めることも合わせて検討されるべきと考える。

(1) 経営者が会計方針を適用する過程で行った判断

（企業は、重要な会計方針又は他の注記とともに、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示しなければならない。）

(2) 見積りの不確実性の発生要因

（企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価格に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならない。）

例えば、収益認識の会計処理に関しては、企業の事業の性質や顧客との契約の内容等、様々な要素を踏まえ、実現主義の原則に照らして経営者の判断がなされており、その判断に関する説明を開示することは、財務諸表利用者にとって有用性が高いものと考えられる。また、売上の過大計上等の不適切な事例も見受けられることもあり、このような観点からも、収益が適切に認識及び表示されているかの理解に資する説明を開示することは、財務諸表利用者にとって有用性が高いと考えられる。

一方で、注記情報として開示する項目を追加するだけでなく、財務諸表利用者にとって有用性が低いと思われる注記情報については、開示の簡素化又は省略が可能となるよう検討することが考えられる。

なお、意見募集等の詳細については、日本公認会計士協会から公表されている意見募集

([http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/main/post\\_1800.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1800.html)) 及び「意見募集「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」に寄せられた意見」(平成 27 年 8 月 21 日公表：[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/main/post\\_1827.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1827.html)) をご参照いただきたい。

### III. 論点の整理

3. 本テーマは、IAS 第1号「財務諸表の表示」において開示が求められている次の事項を、日本基準において開示を求めるかどうか論点となる。
  - (1) 経営者が会計方針を適用する過程で行った判断（IAS 第1号第122項）
  - (2) 見積りの不確実性の発生要因（IAS 第1号第125項）
4. なお、上記の論点の検討にあたっては、会計方針の開示が関連するため、当該開示についても整理が必要となる。

### IV. 論点に関連する現行の会計基準の規定

#### （経営者が会計方針を適用する過程で行った判断に関する開示）

##### 日本基準における取扱い

5. 企業会計原則では、重要な会計方針を注記しなければならないとされ、会計方針の例として、有価証券の評価基準及び評価方法、たな卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、繰延資産の処理方法、外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準、引当金の計上基準、費用・収益の計上基準が示されている<sup>1</sup>。
6. また、企業会計原則では、代替的な会計基準が認められていない場合には会計方針の注記を省略することができるが、日本基準において、その他に特段、具体的なガイダンスはない。
7. 日本基準では、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断に関する開示については求められていない。

##### IFRS における取扱い

8. IAS 第1号では、会計方針の開示に関連して、次の定めが設けられている。

117 企業は、重要な会計方針を開示しなければならない。これは以下で構成される。  
 (a) 財務諸表を作成する際に使用した測定基礎

<sup>1</sup> 企業会計原則注解（注1-2）

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (b) 財務諸表の理解に関連性のある使用したその他の会計方針
- 118 企業が財務諸表に使用した測定基礎（例えば、取得原価、現在原価、正味実現可能価額、公正価値又は回収可能価額）を利用者に知らせることは重要である。企業が財務諸表を作成する基礎が、利用者の分析に大きく影響を与えるからである。企業が財務諸表で複数の測定基礎を使用している場合、例えば、特定の種類の資産が再評価される場合には、それぞれの測定基礎が適用される資産及び負債の分類を示せば十分である。
- 119 ある特定の会計方針を開示すべきかどうかを決定するにあたって、経営者は、その開示が、取引、その他の事象及び状況が業績や財務状態の報告にどのように反映されているのかを利用者が理解するのに役立つかどうかを検討する。各企業は、自らの営業の性質及び財務諸表の利用者がその種類の企業に開示を期待するであろう方針を考慮する。特定の会計方針の開示は、当該方針が IFRS が認めている選択肢から選択される場合には、利用者に特に役立つ。一例は、企業が投資不動産に公正価値モデルと原価モデルのいずれを適用しているのかの開示である（IAS 第 40 号「投資不動産」参照）。いくつかの IFRS は、特定の会計方針の開示を具体的に要求しており、その中には、IFRS が認めているさまざまな会計方針の中で経営者が行った選択も含まれている。例えば、IAS 第 16 号では、有形固定資産の各種類について用いた測定基礎の開示を要求している。
- 120 [削除]
- 121 当期及び過去の期間における金額に重要性がない場合であっても、ある会計方針が企業の営業活動の性質上重要となる可能性がある。IFRS で具体的に要求されていないが、IAS 第 8 号に従って企業が選択し適用している重要な会計方針のそれぞれを開示することも適切である。
- 122 企業は、重要な会計方針又は他の注記とともに、見積りを伴う判断（第 125 項参照）とは別に、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示しなければならない。
- 123 企業の会計方針を適用する過程で、経営者は、見積りを伴う判断のほか、財務諸表に認識する金額に大きく影響する可能性のあるさまざまな判断を行う。例えば、経営者は、次の事項を決定する際に判断を行う。
- (a) [削除]
- (b) どのような場合に、金融資産、及び貸手について、リースの対象となっている資産の保有による重要なリスクと経済的価値のほとんどすべてが他の企業に移転されるのか
- (c) 実質的に、特定の物品販売が融資契約であり、したがって収益を生じないものなのかどうか
- (d) 金融資産の契約条件が所定の日元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じるかどうか

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

124 第122項に従って行われる開示の中には、他のIFRSで要求されているものがある。例えば、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」では、企業が他の企業を支配しているのかどうかを決定する際に行った判断の開示を企業に要求している。IAS第40号「投資不動産」では、不動産の分類が困難な場合に、投資不動産を、自己使用不動産及び企業の通常の事業の過程で販売目的で保有している不動産と区別するために企業が設けた判断規準の開示を求めている。

なお、IAS第1号第123項の(b)は、金融資産について認識を中止するかどうかを決定する際に係る事項（IFRS第9号「金融商品」3.2.6(a)）や、リースの貸手においてリースの対象資産をファイナンス・リースとするかどうかを決定する際に係る事項（IFRS第16号「リース」第62項）である。

同項(c)は、収益認識における買戻し契約に関する事項（IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」B64項からB76項）である。

同項(d)は、金融資産について償却原価で測定するかどうかを決定する際に係る事項である（IFRS第9号「金融商品」4.1.2(b)）。

9. IASBは、2004年に、代替的な会計処理や会計基準間の重複又は矛盾を削減又は削除したうえで、一定の改善を図ることを目的としたIASの改善プロジェクトにおいて、12本のIAS<sup>2</sup>を改訂した。第8項に記載したIAS第1号第122項の開示規定は、当該改善プロジェクトにより2004年にIAS第1号が改訂された際に設けられた定めである。

IAS第1号の結論の根拠では、「最も重要な判断を開示することで、財務諸表利用者は、会計方針がどのように適用されているかをより理解できるようになり、経営者がこうした判断を行う場合の基礎に関し企業間の比較を行うことができるようになる」と判断した」とされている（IAS第1号BC77項）。

### （見積りの不確実性の発生要因に関する開示）

<sup>2</sup> 具体的には、IAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第2号「棚卸資産」、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」、IAS第10号「後発事象」、IAS第16号「有形固定資産」、IAS第17号「リース」、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」、IAS第23号「借入コスト」、IAS第24号「関連当事者についての開示」、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」、IAS第28号「関連会社に対する投資」、IAS第33号「1株当たり利益」である。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

日本基準における取扱い

10. 日本基準では、見積りの不確実性の発生要因に関する開示については求められていない。

IFRS における取扱い

11. 見積りの不確実性の発生要因に関する開示規定として、次の定めが設けられている。

- 125 企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならない。当該資産及び負債に関して、注記には次の事項の詳細を記載しなければならない。
- (a) その内容
- (b) 報告期間の期末日現在の帳簿価額
- 126 資産及び負債の中には、その帳簿価額を算定する際に、不確実な将来の事象が報告期間の末日において当該資産及び負債に与える影響の見積りが必要となるものがある。例えば、直近に観察された市場価格が存在しない場合には、測定のために将来志向の見積りが必要となるものがある。有形固定資産の各種類の回収可能価額、技術的陳腐化が棚卸資産に与える影響、進行中の係争の将来の結果に左右される引当金、及び年金債務などの長期従業員給付債務などである。これらの見積りには、キャッシュ・フロー又は割引率に対するリスク調整、給与の将来の変動及び他のコストに影響を与える価格の将来の変動などの項目に関する仮定が必要となる。
- 127 第 125 項に従って開示される仮定及びその他の見積りの不確実性の発生要因は、経営者の最も困難な、主観的又は複雑な判断が必要となる見積りに関連するものである。不確実性の将来における考え得る解決に影響を与える変数や仮定の数が多くなれば、経営者の判断はより主観的で複雑となり、資産及び負債の帳簿価額への重要性のある修正の可能性も、通常はそれに従って増大する。
- 128 第 125 項の開示が、翌事業年度中に帳簿価額が大きく変動する可能性がある重要なリスクを伴う資産及び負債について要求されない場合がある。それは、報告期間の末日現在で、同一の資産又は負債についての活発な市場における相場価格に基づく公正価値で測定されている場合である。こうした公正価値は翌事業年度中に大きく変動する可能性があるが、当該変動は、報告期間の末日現在の仮定又はその他の見積りの不確実性の発生要因から生じるものではない。
- 129 企業は、第 125 項の開示を、経営者が将来について及び見積りの不確実性の発生要因について行う判断を財務諸表利用者が理解するのに役立つ方法で表示する。提供される情報の内容と範囲は、仮定の内容及びその他の状況に応じて変わっていく

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

る。企業が行う開示のタイプの例として、次のようなものがある。

- (a) 仮定又はその他の見積りの不確実性の内容
- (b) 帳簿価額の、その計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する感応度（その感応度の理由を含む）
- (c) 不確実性についての予想される解決、及び翌事業年度中に合理的に生じる可能性のある結果の範囲（影響を受ける資産及び負債の帳簿価額に関して）
- (d) 当該資産及び負債に関する過去の仮定について行った変更の説明（その不確実性が未解消のままである場合）

130 本基準は、第 125 項の開示を行う際に企業が予算情報や予測を開示することを要求していない。

131 時には、報告期間の末日時点における仮定又は他の見積りの不確実性の発生要因が与える可能性のある影響の範囲を開示することが実務上不可能な場合がある。その場合には、企業は、既存の知識に基づいて、翌事業年度中に仮定と異なる結果が生じることにより、影響を受ける資産又は負債の帳簿価額に重要性のある修正が必要となることが合理的に生じ得る旨を開示する。すべての場合において、企業は、仮定の影響を受けている具体的な資産又は負債（又は、資産又は負債の種類）の内容及び帳簿価額を開示する。

132 第 122 項における開示（企業の会計方針を適用する過程で経営者が行った特定の判断の開示）は、第 125 項における見積りの不確実性の発生要因の開示には関連しない。

133 他の IFRS が、第 125 項に従って要求されるはずの仮定の一部について開示を要求している。例えば、IAS 第 37 号では、所定の状況において、各種の引当金に影響を与える将来の事象に関する主要な仮定の開示を要求している。IFRS 第 13 号「公正価値測定」では、公正価値で計上している金融資産及び金融負債の公正価値を測定する際に企業が使用する重要な仮定（評価技法及びインプットを含む）の開示を要求している。

12. 当該開示は、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断に関する開示」と同様に、IASB における IAS の改善プロジェクトにおいて、2004 年に IAS 第 1 号が改訂された際に設けられた定めである。

IAS 第 1 号の結論の根拠では、「企業が報告期間の末日における重要性のある見積りの不確実性が存在する資産及び負債の帳簿価額をどのように入念に見積ろうとも、財政状態計算書における報告時点の見積りは、当該資産及び負債の測定に伴う見積りの不確実性及び当期損益にそうした不確実性が与える影響に関する情報を提供するものではない」とされ、この開示により、「財務諸表で報告される目的適合性、信頼性及び理解可能性が向上すると判断した」とされている（IAS 第 1 号

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

BC80 項及び 81 項)。

### (米国会計基準における取扱い)

13. 米国会計基準では、「見積りの不確実性の発生要因」に関連した開示として、Topic275「リスク及び不確実性」(これは、1994年に公表されたSOP94-6「重要なリスク及び不確実性の開示」がベースとなっている。)において、次のような定めがある。
- 財務諸表の公表前に利用可能である情報が、以下の2つの条件の双方を満たしたときに、見積りに関する開示をしなければならない(275-10-50-8)。
    - 財政状態計算書日に存在する条件、状況の財務諸表への影響の見積りが、将来の事象によって財政状態計算書日から1年以内に変更されることがかなり可能性があること
    - 財務諸表に与える変更の影響が重要なこと
  - 上記の具体例として、急激に技術的陳腐化が起こる棚卸資産、繰延税金の評価性引当金、年金債務の報告金額、発生予測損失の引当、偶発負債、訴訟関連義務などが挙げられている(275-10-50-15)。当該開示は、価値が早期に減損しているかもしれない長期性資産にも適用される(275-10-50-13)。
14. また、IFRSでは財務諸表の注記事項として「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」の開示が求められているのに対し、SECから公表されているガイダンスでは、フォーム10-KのMD&A(非財務情報)において、重要な会計方針の判断の適用に関する開示を求めている<sup>3</sup>。

## V. IASBにおける開示に関する取組み

15. IASBは、概念フレームワーク・プロジェクトを補完するため、2013年より、開示に関する取組みとしていくつかの検討が行われている。

<sup>3</sup> 「Interpretation :Commission Guidance Regarding Management’s Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations」(Release Nos.33-8350;34-48960;FR-72)

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。



- (1) IAS 第 1 号の改訂「重要性の明確化等」(2014 年 12 月に公表)
  - (2) IAS 第 7 号の改訂「債務の調整表」(2015 年 12 月に公表)
  - (3) 重要性に関する実務記述書 (公開草案を 2015 年 10 月に公表)
  - (4) 開示原則プロジェクト (今後、ディスカッション・ペーパーを公表予定)
  - (5) 会計方針の変更と見積りの変更の区別 (今後、公開草案を公表予定)
16. これらのうち、開示原則プロジェクトでは、基準レベルのプロジェクトの基礎として得る IFRS における開示に関する原則を識別して開発することを目的として議論が行われており、論点の 1 つとして「会計方針の開示」が含まれている。
17. 「会計方針の開示」に関しては、主に次の事項が課題とされている (詳細は別紙 1 を参照のこと)。
- (1) 会計方針の開示は、一般に開示過多の典型的 (boilerplate) な例として挙げられている。
  - (2) IFRS には、会計方針の開示の内容及び場所に関する十分なガイダンスが記載されていない。

## VII. 分析

### (経営者が会計方針を適用する過程で行った判断に関する開示)

#### IFRS に基づく開示の状況

18. 事務局が調べた範囲では、2015 年 3 月期までに IFRS を任意適用している日本企業 (64 社) において、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」の表題を設けている事例では、以下の項目について開示されている (具体的な開示例は別紙 2-1 参照)。

項目名	会社数
子会社、関連会社及び共同支配企業の範囲	22
金融商品 (金融資産の分類、減損、公正価値測定等)	15

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

リース	12
収益	2

※なお、実務上、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」の表題を設けずに、「見積りの不確実性の発生要因」においてまとめて記載していると考えられる会社が存在する。このため、上記の集計は「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」の会社数を網羅的に表していない。

### 有用性に関する分析

19. 企業は、会計方針を適用する過程で様々な判断を行っており、判断の内容は、財務諸表に計上される金額に重要な影響を及ぼし得る。仮に経営者が会計方針を適用する過程で行った判断のうち財務諸表に計上されている金額に重要な影響を与えているものが開示される場合、財務諸表利用者は、財務諸表の作成の前提となった重要な会計方針がどのような判断に基づき適用され、どの会計方針の判断が財務諸表に重要な影響を及ぼしているかをより理解できる可能性がある。
20. 例えば、第 18 項で示した開示されている項目のうち、連結の範囲に関して、どのような事項を考慮して他の企業等を実質的に支配していると判断しているか等が具体的に記載された情報が開示される場合、財務諸表利用者は、子会社の決定過程についての理解をより高める可能性がある。
21. 一方、仮に第 18 項で示したような項目を開示したとしても、当該項目は、貸借対照表の勘定科目や損益計算書の損益項目の分析や関連する注記事項（例えば、金融商品、リース等）を分析することにより、現状においてもある程度は経営者が会計方針を適用する過程で行った判断を推測することができるため、当該開示の有用性は限られる可能性もある。
22. また、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断に関する事項は会計方針と関連しているため、重要な会計方針において開示される情報内容が十分でない場合、当該判断に関する事項の有用性は限られると考えられる。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

**コストに関する分析**

23. 仮に経営者が会計方針を適用する過程で行った判断に関する開示を求めることとする場合、開示初年度は、開示に関連する情報を連結ベースで収集・分析し、どのような項目や内容について開示するかについて検討を行うこととなり、一定程度、コストがかかると考えられる。
24. 一方、当該開示は定性的な情報であり、一般的には、当期の開示を行うにあたって、会計方針の適用に関して重要な変化がなければ、前期の情報をベースに当該情報の記載内容を見直すかどうかの検討を行うことになると考えられることから、2年目以後は、初年度ほどはコストはかからないと考えられる。

**(見積りの不確実性の発生要因に関する開示)****IFRS に基づく開示の状況**

25. 事務局が調べた範囲では、2015年3月期までにIFRSを任意適用している日本企業(64社)において、主に以下の項目について開示されている(具体的な開示例は別紙2-2参照)。

項目名	会社数
非金融資産の減損	64
繰延税金資産の回収可能性	64
退職給付債務	48
引当金(偶発負債を含む。)	42
公正価値測定(金融商品の評価、合併時の評価)	31
有形固定資産や無形資産の減価償却の耐用年数	17
営業債権の回収可能性の見積り	15
収益	14
ストック・オプションの公正価値測定	10

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

## 資料(1)-2

棚卸資産の正味売却価額の評価	9
関連会社投資やジョイント・ベンチャー投資の減損	4

26. また、米国公認会計士協会（AICPA）からの出版物<sup>4</sup>によると、2010年1月期から12月期にIFRSを適用している企業（170社）において、主に以下の項目について開示されている集計データが示されている。

項目名	会社数
有形固定資産の減損	128
税金	116
退職給付債務	82
のれん及びその他の無形資産の減損	81
引当金（偶発負債を含む。）	70
追加的な見積りや判断を伴う企業調査	70
有形固定資産や無形資産の減価償却の耐用年数	67
営業債権の回収可能性の見積り	49
収益	48
損益計算書の表示	43
公正価値評価（金融資産等）	39

上記以外の項目として、株式に基づく報酬、企業結合、資産除去債務、棚卸資産、投資不動産の公正価値評価、デリバティブとヘッジ等がある。

27. 第25項及び第26項を比較すると、開示されている項目や開示会社数が多い項目について、おおむね類似の傾向にあることがわかる。

<sup>4</sup> 「IFRS Accounting Trends & Techniques U.S. Edition 2011」。なお、2012年以降のAICPAからの出版物では、第26項に記載したような集計は行われていない。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

また、IFRS を適用している海外企業において開示している項目のうち、日本企業において開示されていない項目として、追加的な見積りや判断を伴う企業調査、損益計算書の表示などがある。これは、日本基準と IFRS について会計基準の体系が異なることに起因していると考えられる。

### 有用性に関する分析

28. 企業は、会計上の見積り項目について、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、合理的な仮定等を設定して最善の見積りを行っている。仮に将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報として、その内容や金額が開示される場合、財務諸表利用者は、見積りに用いた仮定等の理解を深めることができ、財務諸表項目の将来の変動の予測をより高めることが可能となる可能性がある。
29. 例えば、第 25 項で示した開示されている項目のうち、非金融資産の減損に関して、減損テストにおける回収可能価額の算定に用いた重要な仮定である将来キャッシュ・フローや割引率の前提に関する事項のほか、これらの仮定が変動した場合の減損損失に及ぼす影響等が具体的に記載された情報が開示される場合、財務諸表利用者は、減損に関する将来の変動の予測をより高める可能性がある。
30. 一方、仮に見積りの不確実性の発生要因に関する事項として、第 25 項で示したような項目を開示したとしても、これらの項目は貸借対照表の勘定科目や損益計算書の損益項目や関連する注記事項（例えば、減損、税効果、退職給付等）を分析することにより、現状においてもある程度は見積りの不確実性の発生要因を把握することができ有用性は限られる可能性もある。
31. また、見積りの不確実性を分析する上では、単に見積りを要する項目を記載するだけでなく、リスクの程度を判断できるような情報も併せて開示されない場合、どのような要因がどの程度見積り項目に影響を及ぼし、将来キャッシュ・フローがどの程度変動し得るかを予測することが難しい可能性があり、当該見積りに関する事項の有用性は限られると考えられる。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

32. さらに、見積りの不確実性の発生要因に関する事項は会計方針と関連しているため、重要な会計上の見積り項目に係る会計方針において開示される情報内容が十分でない場合、当該見積りに関する事項の有用性は限られる。

### コストに関する分析

33. 仮に見積りの不確実性の発生要因に関する開示を行う場合、開示初年度は、見積り項目のうちどの項目に重要性のある修正が生じる可能性があるか、開示する見積り項目を特定した場合に仮定や不確実性等の内容についてどのような情報を開示するかについて連結ベースで検討を行うことが考えられるため、一定程度、コストがかかると考えられる。
34. 一方、当該開示は定性的な情報であり、一般的には、当期の開示を行うにあたって、前期の情報をベースとしつつ、見積り項目の適用に関する当期中の重要な変化を確認した上で、新たな情報について開示の要否を検討することになると考えられることから、2年目以後は、初年度ほどはコストはかからないと考えられる。

### **(追加的な検討)**

#### 会計方針の開示全般の見直し

35. 「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断に関する開示」及び「見積りの不確実性の発生要因に関する開示」は会計方針と関連しているため、会計方針の開示内容が充実されない場合、有用性は限られると考えられる。日本基準では、会計方針の開示に関するガイダンスはなく、IFRS や米国会計基準に基づく実務に比べると、一般的に、開示の情報量は少ない傾向にある（有価証券報告書における会計方針の開示例は、別紙3を参照）。

このため、仮にこれらの開示を追加する場合、会計方針の開示全般についての見直しに関連する可能性がある。

36. 一方で、第15項から第17項に記載のとおり、IASB では開示に関する取組みの一環として会計方針の開示の見直しも含まれる予定であり、国際的にも、会計方針の開示の議論が行われている状況にあり、その点も、考慮に入れる必要がある。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

## VI. 市場関係者より聞かれた意見の概要

37. 本テーマに関して、市場関係者（利用者、財務諸表作成者、監査人）から意見聴取（アウトリーチ）を行っている。聞かれた意見は以下のとおりである。

### （利用者に対するアウトリーチ）

38. 利用者（約 10 名）に対し、2016 年 6 月 13 日にアウトリーチを実施した。聞かれた意見の概要は以下のとおりである。

#### 有用性について

- (1) 「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報は、利用者にとっていずれも重要な情報となり得るものである。これらの情報が、会計基準の説明を繰り返すようなボイラープレートではなく、企業固有の状況について、数値も含めて具体的に説明する内容であれば、有用性は高くなると考える。
- (2) 開示される情報内容について、1 社のみでの分析では有用性は限られる可能性はあるが、他社で記載されている情報内容と比較することによって、見積りの不確実性に関する違い等が明らかになり、有用性がより高まると考える。
- (3) 利用者の知識レベルは様々であるため、貸借対照表の勘定科目や損益計算書の損益項目や関連する注記事項から、ある程度は経営者が会計方針を適用する過程で行った判断等を推測できるとは必ずしも言えない。詳細な分析を行わない一般投資家にとって、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報は、理解可能性が高まり、十分に有用な情報となり得ると考える。
- (4) 利用者の立場からは、例えば、減損損失については計上した時点における企業の判断に加えて、減損損失を計上する前から、その前提となる具体的な情報（例えば、資産のグルーピング等）を知りたいと考えており、「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報は、有用な情報となり得ると考える。
- (5) ボイラープレートのような開示になり得ることを理由に仮に導入しないと判断する場合、今後、国際的な開示に関する取組みが進展したときに、直ちに對

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

応して導入するのは難しいと考える。このため、現時点で国際的な会計基準において要求されている開示水準に合わせておく意義はあると考える。

- (6) 非財務情報は、一般的に、経営者が将来の事象に対してどのように考えているかを記載するのに対して、財務情報は、過去の情報に基づいて作成させる財務諸表の前提事項を記載するものとする。また、財務情報は監査の対象となり、第三者が関与するという点も踏まえれば、財務情報と非財務情報は役割や位置付け等に大きな違いがあり、本テーマの情報を財務情報として開示する意義は高いと考える。
- (7) 会計上の見積りの項目はその前提や仮定が重要であり、「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報について、見積りの前提が変更した場合には財務諸表に重要な及ぼす可能性があるため、変更した内容や理由等については開示されるべきであるとする。

#### コストについて

- (1) 会計方針の適用や見積りの不確実性については財務諸表の作成段階で検討され、監査の過程においても確認されているものと考えられるため、コストに関して、開示に関連する情報を連結ベースで収集・分析するとしても、適用初年度の2年目以後のみならず、適用初年度においてもさほどコストはかからないのではないかと考える。

#### **(財務諸表作成者に対するアウトリーチ)**

39. 財務諸表作成者（約15名）に対し、2016年6月15日にアウトリーチを実施した。聞かれた意見の概要は以下のとおりである。

#### 検討の要否について

- (1) IFRSで求められている開示項目をパッチワークのように日本基準に導入する対応は適切ではないと考える。個々の案件を検討する前に、我が国においてどのような開示が必要か等を体系的に整理する必要があると考える。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。



- (2) 現在、IASBにおける開示に関する取組みにおいて国際的に議論が行われていることを踏まえると、国際的な比較可能性を重視する観点からは、本テーマについて取り組む時期ではないと考える。今後、国際的にどのような開示の改善がなされるのか等を見極めてから、本テーマに取り組むか否かについて判断することが適当であると考え。
- (3) 本テーマに関する注記が開示されていないことによって、財務諸表の利用者が不都合を感じている状況にはないと理解しており、喫緊の課題ではないと考える。各企業において本テーマに関する注記の開示が必要であると判断する場合には、自主的に注記すればよく、基準化して開示を要求する必要はないと考える。
- (4) 本テーマの注記を開示する方向で検討を進めるのが良いと考える。日本基準について IFRS とのコンバージェンスを図る中で、判断の見積りに関する開示のニーズが強く求められていると理解している。国際的な比較可能性の観点から、現状の日本基準に基づく開示は情報が不足していないかを危惧している。

#### 有用性について

- (1) 有用性を検証するにあたっては、投資家が具体的に必要としている情報を掘り下げるのが重要であると考え。この点、現状の IFRS の開示例を見る限り、ボイラプレートな開示が多く、有用性があるとは考えにくい。

#### コストについて

- (1) コストについて、2年目以後は、初年度ほどはコストがかからないとは必ずしも言えず、新たな情報について開示の要否を検討する等によって、2年目以後も初年度と同程度にコストはかかると考えている。

#### その他の意見

- (1) 提案者が公表した意見募集「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」に対して、財務諸表作成者は有用性を感じていない。
- (2) 本テーマに関して企業によってリスクの程度は様々であり、利用者が満足する水準の情報を財務情報として要求するには限界があるため、非財務情報として

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

開示するのが適当なのではないか。非財務情報であれば、どの程度の水準を開示するかどうかは、企業の姿勢や判断に委ねられるものと考えられる。

**(監査人に対するアウトリーチ)**

40. 監査人（約 15 名）に対し、2016 年 6 月 15 日にアウトリーチを実施した。聞かれた意見の概要は以下のとおりである。

有用性について

- (1) 近時、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討は監査の重点項目となっており、日本公認会計士協会の会長通牒平成 28 年第 1 号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」（平成 28 年 1 月 27 日）においても特に留意すべき点として触れられ、その後に会長声明「金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を受けて」（平成 28 年 3 月 8 日）も公表されている。「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の開示は、我が国の資本市場における情報の信頼性を維持・向上させていくことにつながると考える。
- (2) 収益認識や引当金など、我が国において包括的な会計基準がない分野では、詳細な注記が明確に求められていなく、我が国の開示において欠落している部分である。このため、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」に関する注記情報を開示することは、有用性があると考ええる。
- (3) 見積りの不確実性が財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があることに大きな異論はないところであるため、「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報は、一定の情報価値があり、財務情報の改善につながると考える。
- (4) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」により求められている程度の情報内容・開示水準をそのまま導入しても、会計基準の説明を繰り返すようなボイラープレートな開示となり、有用な情報にはならない可能性がある。IAS 第 1 号で求めている情報内容・開示水準に加えて、経営者が重要であると考ええる企業固有の見積りや判断に関する情報は利用者が財務諸表を把握する上で必要な情報であり、

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

## 資料(1)-2

当該項目を他の注記項目と関連付けることによって、利用者は経営者が重要と考える内容を把握できるようになり、有用な情報になると考える。

以 上

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

**別紙 1：IASB における開示に関する取組み（開示原則プロジェクト）**

1. IASB は、開示に関する取組みの 1 つとして開示原則プロジェクトを進めている。2016 年 6 月 23 日現在における IASB のワークプランによると、今後 6 ヶ月以内に開示原則ディスカッション・ペーパー（以下「開示原則 DP」という。）を公表することが予定されている。開示原則 DP の章だては、次の内容が予定されている。

- (1) イントロダクション
- (2) 一般的な開示基準(general disclosure standard)の内容
- (3) 財務諸表の構成
- (4) 開示原則の改善
- (5) 会計方針の開示
- (6) 非IFRS情報
- (7) 開示要求の草案
- (8) 改善提案の含意

開示原則プロジェクトにおける調査研究の主要な焦点は、関係者から財務報告の開示討議フォーラムやこれまでの公表物で示されてきた改善提案に置かれている。このため、IASB は、開示原則プロジェクトにおいて、他の基準における具体的な開示要求の削除又は追加の提案を開発することは意図していない。

以下では、本テーマと関連し得る「(2)一般的な開示基準の内容」「(3)財務諸表の構成」「(5)会計方針の開示」の概要について説明する。

一般的な開示基準の内容

2. 開示原則プロジェクトでは、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を置換える一般的な開示基準を開発することを検討している。
3. IAS 第 1 号を置換える全般的な開示基準が必要とされる理由として、次のような IAS 第 1 号の問題点が挙げられている。
  - (1) IAS 第 1 号には、全般的なガイダンスと詳細な要求事項が混在している。
  - (2) IAS 第 1 号の一部の文言は、財務諸表のセット全体に適用されるのか、基本財務諸表における情報だけに適用されるのかが不明確のように見受けられる。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (3) 一般的な目的と具体的な要求事項の関連付けが明確ではない。
4. そこで、上記の問題点の解決を図るため、財務諸表のすべての構成部分(すなわち、基本財務諸表及び注記)に適用される一般的開示原則を提供することを目的としている。

#### 財務諸表の構成

5. 「(3)財務諸表の構成」には、基本財務諸表と注記が含まれる。このうち、注記については、次の事項が問題とされている。
- (1) 基準において、開示目的が十分に明確に記述されていない。明確な開示目的がないと、重要性の適用が困難となる可能性がある。
- (2) 基準間の開示要求の関連付け又は明確な関係（IAS 第1号と他基準との関係を含む）が欠如している。
- (3) 基準間の開示要求が重複している。
6. IASB 会議における、上記に対する暫定決定は、以下の通りである。
- (1) 財務諸表の目的及び注記の役割を基礎とした開示目的の中心的なセットを記載する。
- (2) このような目的の開発のために、次の2つの考え得るアプローチを示す。
- ① 表示項目及び未認識の取引又は事象について有用となる可能性の高い種類の情報をリストする。
- ② 企業の主要な活動の理解に関連性のある追加的な情報の目的を定義する。

#### 会計方針の開示

7. 「会計方針の開示」に関して、次の事項が問題とされている。
- (1) 会計方針の開示は、一般に開示過多の典型的な例として挙げられている。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (2) IFRS には、会計方針の開示の内容及び場所に関する十分なガイダンスが記載されていない。
8. IASB 会議における、上記論点に対する暫定決定は、以下の通りである。
- (1) 判断、仮定及び会計上の見積りに関する開示は、関連する会計方針と一緒に場所に開示することを要求する（別の場所の方が適切な場合は除く。）。
- (2) 会計方針のうち、選択肢のあるもの、当期に変更したもの、企業が判断を適用するか又は仮定及び会計上の見積りを行う必要があるものについて、財務諸表において明確に識別する。
- (3) 会計方針の開示の記載場所の代替案を記述する。
- (4) 重要性のない会計方針については、企業の財務諸表から、財務諸表又は年次報告書の外のどこかへの参照を認める。

## 別紙 2-1 : IFRS における開示例

## (経営者が会計方針を適用する過程で行った判断に関する開示)

## 開示例 1 :

当社の連結財務諸表に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行った判断に関する情報は、以下のとおりです。

- ・ 連結子会社、関連会社および共同支配企業の範囲（注記 3 (1), 3 (2)）
- ・ 開発から生じた無形資産の認識（注記 3 (8)）
- ・ リースを含む契約の会計処理（注記 3 (9)）

開示項目のうち、「連結子会社、関連会社および共同支配企業の範囲」の参照先である注記 3(1)（会計方針の開示）では、次のように開示されている。

## 3 重要な会計方針

## (1) 連結の基礎

当社の連結財務諸表は、当社および当社が直接または間接に支配する連結子会社、ならびに当社および連結子会社が支配するストラクチャード・エンティティの勘定を全て含んでいます。全ての重要な連結会社間の債権・債務残高および取引高は、当社の連結財務諸表作成にあたり消去しています。

支配とは、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、その投資先に対するパワー(関連性のある活動を指図する能力)を通じてそれらのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。当社および連結子会社は、支配の有無を、議決権または類似の権利の状況や投資先に関する契約内容などに基づき、総合的に判断しています。

ストラクチャード・エンティティとは、議決権または類似の権利が支配の有無の判定において決定的な要因とならないように設計された事業体をいいます。当社および連結子会社は、ストラクチャード・エンティティに対する支配の有無を、議決権または類似の権利の保有割合に加え、投資先に対する契約上の取決めなどを勘案して総合的に判定し、支配を有するストラクチャード・エンティティを連結しています。

連結子会社の財務諸表は、支配を獲得した日から支配を喪失した日までの間、当社の連結財務諸表に含めています。連結子会社が適用する会計方針が当社の適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該連結子会社の財務諸表を調整しています。

支配の喪失に至らない連結子会社に対する当社の所有持分の変動は、資本取引として会計処理しています。また、連結子会社に対する支配を喪失した場合には、残存する持分を支配を喪失した時点の公正価値で測定したうえで、支配の喪失から生じた利得および損失を純損益として認識しています。

(事務局による補足説明) 開示例 1 は、連結財務諸表に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行った判断事項を示した上で、具体的な記載内容は会計方針の開示を参照している。当該開示では会計基準の定めを引用している記述が比較の見受けられる中で、

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

判断に関する内容が概括的に記載されている（下線部分）。

## 開示例 2 :

連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う重要な判断に関する情報は、次の注記に含めております。

- ・注記 3 (1)－子会社、関連会社及び共同支配企業の範囲
- ・注記 3 (14)－収益の認識及び表示

開示項目のうち、「収益の認識及び表示」の参照先である注記 3(14)（会計方針の開示）では、次のように開示されている。

### 3 重要な会計方針

#### (14) 収益

収益は、当社グループが受領した又は受領可能な対価から、返品、値引き及び割戻しを減額した公正価値により測定しております。単一の取引に複数の識別可能な構成部分がある場合、その取引を構成要素ごとに分割し、構成要素ごとに収益を認識しております。また、複数の取引を一体として考えないと経済的実態を示さない場合、複数の取引を一体として収益を認識しております。収益の認識基準及び表示方法については次のとおりであります。

#### ① 収益の認識基準

##### (a) 物品の販売

物品の販売による収益は、次の条件をすべて満たした時に認識しております。

- ・物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が当社グループから買手に移転したこと
- ・販売された物品に対して、所有と通常結びつけられる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も当社グループが保持していないこと
- ・収益の額を信頼性をもって測定できること
- ・その取引に関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高いこと
- ・その取引に関連して発生した又は発生する原価を信頼性をもって測定できること

##### (b) サービスの提供

サービスの提供による収益は、その成果を信頼性をもって見積ることができる場合に期末日現在のその取引の進捗度に応じて認識しております。取引の成果は次のすべての条件が満たされる場合には、信頼性をもって見積ることができると判断しております。

- ・収益の額を信頼性をもって測定できること
- ・その取引に関する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高いこと
- ・その取引の進捗度を、期末日において信頼性をもって測定できること

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。



・その取引について発生した原価及び取引の完了に要する原価を、信頼性をもって測定できること

なお、サービスの提供に関する取引の成果を信頼性をもって見積ることができない場合には、費用が回収可能と認められる部分についてのみ収益を認識しております。

(事務局による補足説明) 開示例 2 は、連結財務諸表に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行った判断事項を示した上で、具体的な記載内容は会計方針の開示を参照している。当該開示では会計基準の定めを引用している記述が比較の見受けられる中で、判断に関する内容が概括的に記載されている(下線部分)。

#### 開示例 3 :

当社グループの会計方針を適用する過程において、当社グループの経営者は、連結財務諸表で認識される金額に重要な影響を与えるような判断を行っております。

当社グループは、主として銀行事業及び〇〇事業において支配の決定に際して、議決権または類似の権利が支配の決定的な要因とならないように設計された事業体(以下、「組成された事業体」という。)への関与を有しており、当社グループの経営者は、当該事業体を支配しているかどうかの判断を行っております。判断においては、組成された事業体への関与に関するすべての関連性のある事実と状況を考慮し、決定を行っております。

(事務局による補足説明) 開示例 3 は、連結財務諸表に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行った判断に関する内容が概括的に記載されている(下線部分)。

#### 開示例 4 :

当グループの会計方針を適用する過程で、当グループは利用可能な情報に基づき、合理的であると考えられる一定の判断、見積り及び仮定を行なう必要がある。これらの見積りは、金額、事象又は行動に関する経営者の最善の知識に基づいているが、実際の結果は最終的にこれらの見積りと異なる場合がある。

重要な判断は以下の通りであった。

##### a) 税金費用

不確実な税金ポジションに係る結果の評価においては、複数の管轄区における税務当局との交渉及びこれらの税務当局からの照会の結果に関する判断が必要である。評価の実施は、独立の税務顧問からの助言

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

及び関係する税務当局との継続中の協議の状況に基づいている。

b) その他の負債・費用引当金

商業上及び法律上の不確実な状況に係る財務的結果の評価においては、各当事者の主張の優劣及び当グループに対する請求が成功する可能性の程度に関する判断が必要である。評価の実施は、当グループの社内弁護士からの助言、また適切である場合には独立の弁護士からの助言に基づいている。

(事務局による補足説明) 開示例 4 は、連結財務諸表に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行った判断に関する内容が具体的に記載されている (下線部分)。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

## 別紙 2-2 : IFRS における開示例

## (見積りの不確実性の発生要因に関する開示)

## 開示例 1 :

## (6) 見積りおよび判断の利用

当社および連結子会社は、IFRS に準拠した連結財務諸表を作成するにあたり、会計方針の適用、資産・負債および収益・費用の報告額ならびに偶発資産・偶発債務の開示に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行っています。実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

なお、これらの見積りや仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの変更による影響は、見積りを変更した報告期間およびその影響を受ける将来の報告期間において認識されます。

当社の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積りおよび仮定に関する情報は、以下のとおりです。

- ・償却原価で測定する金融資産の評価（注記 6, 7, 8）
- ・金融商品の公正価値（注記 26）
- ・棚卸資産の正味実現可能価額（注記 9）
- ・非金融資産の回収可能価額（注記 11, 12, 13）
- ・引当金の測定（注記 17）
- ・確定給付負債(資産)の測定（注記 18）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記 23）
- ・偶発債務により経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性および規模（注記 28）

開示項目のうち、「引当金の測定」の参照先である注記 17 では、次のように開示されている。

## 17 引当金

当連結会計年度における引当金の内訳および増減は、以下のとおりです。

	(単位:百万円)		
	製品保証引当金(注)	その他	合計
2014年3月31日残高	XXX	XXX	XXX
繰入額	XXX	XXX	XXX
取崩額	XXX	XXX	XXX
戻入額	XXX	XXX	XXX
在外営業活動体の為替換算差額	XXX	XXX	XXX
その他	XXX	XXX	XXX
2015年3月31日残高	<u>XXX</u>	<u>XXX</u>	<u>XXX</u>

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

前連結会計年度末および当連結会計年度末における引当金の流動負債、非流動負債の残高は、以下のとおりです。

	(単位:百万円)	
	前連結会計年度末 (2014年3月31日)	当連結会計年度末 (2015年3月31日)
流動負債	XXX	XXX
非流動負債	XXX	XXX
合計	XXX	XXX

(注) 当社および連結子会社は、将来の製品保証に関連する費用に対して製品保証引当金を認識しています。製品保証に関連する費用には、(i)保証書に基づく無償の補修費用、(ii)主務官庁への届出等に基づく無償の補修費用が含まれています。(i)保証書に基づく無償の補修費用は、製品を販売した時点で認識しており、(ii)主務官庁への届出等に基づく新規の保証項目に関連する費用については、経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額について信頼性をもって見積ることができる場合に、引当金を認識しています。これらの引当金の金額は、最新の補修費用の情報および過去の補修実績を基礎に将来の見込みを加味して見積っており、顧客および販売店からの請求等に応じて取崩されるものです。当連結会計年度末において、製品保証引当金に関連して、部品供給会社から見込まれている補填の金額はXXX百万円です。

(事務局による補足説明) 開示例1は、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り項目を示した上で、具体的な内容は個々の見積り項目の注記事項を参照している。当該注記事項では、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクの内容(仮定又はその他の見積りの不確実性の内容等)及び期末日現在の帳簿価額が記載されている(下線部分)。

## 開示例2:

### B. 見積り及び判断

〇〇は財務諸表の作成にあたり、特定の資産・負債の簿価、収益・費用項目、特定の注記に開示している情報に影響する見積りを行い、前提を設けている。〇〇では見積りや査定を定期的に見直し、過去の実績やその他、経済環境に関連する要素を反映させている。こうした前提や環境の変化が想定されたものと異なった場合、当期連結財務諸表作成時の見積りとその後の連結財務諸表の数字との間に差異が生じるこ

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ともありうる。

2015年12月31日現在での見積り及び判断に対して、連結財務諸表における感応度が高い主な項目は以下のとおりである。

- ・ 研究開発費の資産計上及びそれらの償却期間(注2-K及び10-A)
- ・ 固定資産の減損(注2-M及び11)及び通常取引債権(注16及び17)
- ・ 有形固定資産又は棚卸資産に分類されるリース用車両の回収可能価額(注2-G、10-B及び14)
- ・ 関連会社(特に〇〇及び〇〇)に対する投資(注2-M、12及び13)
- ・ 販売金融債権(注2-G及び15)
- ・ 繰延税金の認識(注2-I及び8)
- ・ 引当金、とりわけ〇〇保証引当金(注2-G)、退職給付その他の長期従業員給付債務に対する引当金(注2-S及び19)及び従業員数調整制度に対する引当金(注2-T及び6-A)
- ・ イランにおける、主として株式、株主融資及び商事債権で構成される資産の価値(注6-C)並びに、一般に、カントリーリスクが懸念されるすべての地域における〇〇・グループの資産の価値

開示項目のうち、「固定資産の減損」の参照先である注記2-M及び注記11では、次のように開示されている。

## 2-会計方針

### M. 減損

#### 固定資産の減損(リース用資産を除く)

〇〇を取り巻く市場環境の甚だしい悪化や資産の使用環境・方法に対する甚大な悪影響など、固定資産に減損が生じていることを示す兆候が生じた場合は直ちに減損テストが実施される。

〇〇部門においては、減損テストは次の2つの資産レベルについて行われる。

- ・ 〇〇専用及び部品専用資産レベル

〇〇専用及び部品専用資産とは資産計上した開発費用及び工具で構成され、その減損テストは簿価(純額)と、対象車両又は対象部品に係る将来のキャッシュ・フローの割引価値に基づいて求めた回収可能価額とを比較して行う。

- ・ その他資金生成単位レベル

資金生成単位とは、キャッシュ・フローを生成する上で独立性の高いものとして密接に結びついた部分集合をいう。その他資金生成単位は経済的事業体(プラント若しくは子会社)又は〇〇部門全体を表すことがある。資金生成単位に関連する純固定資産は、特に、のれん、特定資産及び能力資産、並びに運転資金の構成要素を含む。

上記の2つのレベルのそれぞれについて、簿価(純額)と回収可能価額とを比較して減損テストが行われる。回収可能価額とは資産の使用価値と公正価値(販売費用控除後)のいずれか高い方をいう。

使用価値は資産の使用により期待できる将来キャッシュ・フローの現在価値である。将来キャッシュ・フローは、マネジメントが作成・承認した事業計画に基づくキャッシュ・フローと、永久成長率を用いて割引いた標準キャッシュ・フローに基づく継続価値とを合計したものである。また、将来キャッシュ・フ

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ローには販売金融部門が〇〇部門に支払う配当金も含まれる。この配当金は、販売金融部門が現金の形で将来キャッシュ・フローの生成に寄与するもので、事業計画の収益性を内部評価する上での考慮対象となる。事業計画の根拠となる仮定は、グループが事業展開している各国市場の動向や占有率、及び製品販売価格や部品・原材料調達価格の変動などに対する予測である。使用する割引率（税前）は、〇〇が決定する加重平均資本コストである。

回収可能価額が簿価（純額）を下回る場合、その差額相当分は当該資産の減損として計上する。

**販売金融部門**においては年1回以上、又は減損の兆候が見られるたびに、資産の簿価と回収可能価額を比較する減損テストが実施される。回収可能価額とは資産の使用価値と公正価値（販売費用控除後）のいずれか高い方を意味する。使用価値とは、ある国における事業体又は事業体グループで構成される資金生成単位グループそれぞれについて予測した向う5年間の将来キャッシュ・フローの現在価値である。割引率はいずれの資金生成単位についても、10年物のリスクフリーレートにそれぞれが属するセクターの平均リスクプレミアムを上乗せしている。

#### 11-固定資産の減損テスト（リース資産を除く）

〇〇・グループでは、会計方針の項で述べた方法により固定資産の減損テストを実施した（注2-L）。

##### A. 〇〇及び部品専用資産に対する減損テスト

特定の〇〇又は部品の専用資産に対する減損テストの結果、2015年度はXX百万ユーロの減損が計上された（2014年12月31日現在の減損計上額はXX百万ユーロ）。この減損は、主として、資産計上した開発費に対するものであった。

減損が計上された車種のほか、半年ごとに減損テストを繰り返してきた車種については減損の兆候が見られなくなった。

##### B. その他資金生成単位に対する減損テスト（〇〇部門）

2015年度は経済実体（工場又は子会社）を表す資金生成単位に対する減損テストは実施されなかった。〇〇・グループを構成する様々な複合経済単位については減損の兆候が見られなかったためである。

〇〇部門については、毎年実施されているように、減損テストが実施された。

〇〇部門の減損テストではDCF法で求めた使用価値を回収可能価額として使用したが、その根拠となる仮定は以下のとおりである。

	2015年度	2014年度
事業計画の期間	X年	X年
計画における予定販売台数	XXX	XXX
永久成長率	X%	X%

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

税引後割引率	X%	X%
--------	----	----

減損テストの結果、2015年度は2014年度と同様、〇〇部門の資産についての減損損失は認識されなかった。

〇〇部門の資産については、減損テストの計算根拠となる各仮定の変更はそれぞれ以下のとおり個別に考慮されなければならない。

計画における販売台数の減少はXXX台（2014年度はXXX台）以下であること。

税引後割引率はXX%（2014年度はXX%）以下であること。

永久成長率をゼロに近くするのは、減損テストの精度に影響を与えないためである。

（事務局による補足説明）開示例2は、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り項目を示した上で、具体的な内容は会計方針の開示及び個々の見積り項目の注記事項を参照している。当該注記事項では、減損テストに用いる使用価値の基礎となる将来キャッシュ・フローに関する情報、仮定の内容等が記載されている（下線部分）。

### 開示例3：

<p>4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断</p> <p>IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営陣は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用に影響を与える判断、見積り及び仮定を必要としておりますが、実際の結果と異なる場合があります。</p> <p>見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計期間及び影響を受ける将来の連結会計期間において認識されます。現在の状況と将来の展望に関する仮定は、当社グループにとって制御不能な市場の変化又は状況により変化する可能性があります。こうした仮定の変更は、それが起きた時点で反映しております。</p> <p>当連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は以下の通りであります。</p> <p>(1) 収益認識</p> <p>一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約の売上収益及び原価は、その取引の成果について信頼性をもった見積りを行った上で、その進捗度に応じて認識しております。</p> <p>収益及び費用は、プロジェクト総収益及び総原価の見積り並びに進捗度の測定結果に依存しております。当社グループは、原則としてプロジェクト見積総原価に対する連結会計期間末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法を適用しております。また、契約開始時にマイルストーンが定められている場合は、マイルストーンによる測定を適用しております。</p> <p>見積り及び測定の前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額を信頼性をもって見積ることが可能となった連結会計期間に認識しております。契約金額の変更又は追加コストの</p>
---

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

発生等により当初見積りの修正が発生する可能性があり、連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、連結会計期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

#### (3) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却費は、事業ごとの実態に応じた回収期間を反映した見積耐用年数に基づき、主として定額法で算定しております。将来、技術革新等による設備の陳腐化や用途変更が発生した場合には、現在の見積耐用年数を短縮させる必要性が生じ、連結会計期間あたりの償却負担が増加する可能性があります。

また、事業環境の急激な変化に伴う生産設備の遊休化や稼働率低下のほか、事業再編などにより、保有資産から得られる将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

#### (4) のれん

のれんは、年次で、また、減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを行っております。のれんが配分された資金生成単位（CGU）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、減損損失を認識しております。

回収可能価額は主に使用価値により算定しております。使用価値は割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、将来キャッシュ・フロー、成長率、割引率等の仮定を使用しております。将来キャッシュ・フローは事業計画を基礎として算定しております。事業計画期間を超える期間の成長率は、各CGUの所在地のインフレ率及び各CGUが属する業界の長期平均成長率に基づき決定しております。割引率は主に各CGUが属するグループ企業の加重平均資本コストを基礎として算定しております。

これらの仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合、減損損失が発生する可能性があります。

#### (5) 無形資産

ソフトウェアの償却について、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間における見込販売数量に基づいて償却しております。自社利用のソフトウェアやその他の無形資産のうち、耐用年数を確定できるものは、資産の将来の経済的便益が消費されると予測されるパターンを耐用年数に反映し、その耐用年数にわたって原則として定額法にて償却しております。事業環境の変化等により、販売数量が当初販売計画を下回る場合や利用可能期間の見直しの結果耐用年数を短縮させる場合には、連結会計期間あたりの償却負担が増加する可能性があります。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。



## (6) 売却可能金融資産

売却可能金融資産については、連結会計期間末の市場価格等に基づく公正価値で評価しております。

売却可能金融資産の公正価値の変動の結果、その他の包括利益が増減します。また、公正価値が著しく下落又は長期にわたり下落した場合には、減損しております。将来、公正価値が著しく下落又は長期にわたり下落する場合には、減損損失が発生する可能性があります。

## (7) 繰延税金資産

法人所得税の算定に際しては、当社グループが事業活動を行う各国の税法規定の解釈や税法の改正など、様々な要因について合理的な見積り及び判断が必要になります。当社グループが既に計上した法人所得税と管轄税務当局が判断した法人所得税の金額が異なる場合、翌連結会計期間以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産は連結会計期間末に見直し、一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くない場合は、繰延税金資産の計上額を減額しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計期間以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合には、繰延税金資産の残高が増減する可能性があります。

当社グループは、一部の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異について、繰延税金資産を認識しておりません。税務上の繰越欠損金は、国内は9年間（ただし、2008年3月31日以前に終了した連結会計年度において生じた欠損金額は7年間）、米国は20年間、英国は無期限に繰り越すことができます。

## (8) 引当金

製品保証引当金

当社グループが販売する製品には、〇〇や〇〇等、契約に基づき一定期間無償での修理・交換の義務を負うものがあり、過去の障害率、修理コスト及び残存保証期間を基礎として算出した修理・交換費用の見積額を製品の販売時に引当金として計上しております。当社グループは開発、製造及び調達の段階において品質管理の強化を推進していますが、見積額を上回る製品の欠陥や瑕疵等が発生した場合には、追加で費用が発生する可能性があります。

工事契約等損失引当金

受注制作のソフトウェア等のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつその金額を合理

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。当社グループはビジネスプロセスの標準化を進め、専任の組織によるチェック体制を構築し、商談発生時からプロジェクトの進行を通じてリスク管理を行い、不採算プロジェクトの新規発生を抑制していますが、将来、プロジェクトの見積コストが増加した場合には、追加で費用が発生する可能性があります。

#### 資産除去債務

主として契約に基づく賃借建物の原状回復義務に係る費用負担に備えるため、過去の実績を基礎として算出した原状回復費用の見積額を計上しております。これらの費用は退去時に支払うことが見込まれますが、将来の事業計画の見直し等により変動する可能性があります。

#### 事業構造改善引当金

事業構造改善のための人員の適正化及び事業譲渡に関連した契約等に伴う損失見込額を計上しております。当該見積額は公表された構造改革計画に基づいておりますが、事業環境の急激な変化に伴う構造改革計画の見直し等により変動する可能性があります。

#### (9) 確定給付制度

当社グループは、確定給付型もしくは確定拠出型の退職給付制度を設けています。確定給付型の退職給付制度の積立状況（確定給付制度債務から制度資産の公正価値を控除した金額）については、再測定した時点で、税効果を調整した上でその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から直ちに利益剰余金に振り替えております。運用収益の悪化により制度資産の公正価値が減少した場合や、確定給付制度債務算出にあたっての種々の前提条件（割引率、退職率、死亡率等）が変更され制度債務が増加した場合には、積立状況が悪化し、資本が減少する可能性があります。

（事務局による補足説明）開示例3は、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り項目について、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクの内容が詳細に記載されている。

#### 開示例4：

##### (3c) 見積の不確実性に関する経営判断及び情報源

IFRSに基づく財務書類の作成にあたっては、会計方針の適用や、偶発資産及び偶発債務に限らず資産、負債、収益、費用の報告金額に影響を与えるような判断、見積、仮定を経営陣が行うことを求めている。

我々が判断、見積、仮定を行う際には、過去及び将来の見込みの情報、我々及び顧客が活動する地域や業界の経済的状況や我々の見積に不利な影響を与える可能性のある変化を基にしている。ただし、いかに

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

我々が潜在的不確実性に対する最終的な帰結を合理的に見積もっているとはいえ、これらの事象の最終的な結果が、資産、負債、収益、費用に反映されているものと一致すると保証することはできない。実際の成果は当初見積と相違しうる。

我々が判断、見積、仮定を行うことを最も頻繁に求められる、つまり我々の経営成果を理解するのに最も重要な会計方針には以下が含まれる。

- ・ 収益認識
- ・ 営業債権の評価
- ・ 株式報酬の会計処理
- ・ 法人所得税の会計処理
- ・ 企業結合の会計処理
- ・ その他の無形資産認識後の会計処理
- ・ 事業セグメントの決定
- ・ 法的偶発事象の会計処理
- ・ 開発による自己製作無形資産の認識

我々の経営陣は、これらの重要な会計方針について、監査委員会と定期的に議論している。

#### 収益認識

注記(3b)の収益認識のセクションで述べたように、我々は、収益額が信頼をもって測定でき、関連する債権の回収が合理的に保証できていない限り、収益を認識することは無い。収益額が信頼をもって測定できるかどうか、もしくは報酬が回収可能かどうかの決定は、本来的に判断を要する。なぜなら事後的に顧客に割引が与えられるか否か、又その程度はどのくらいか、さらに顧客が契約報酬を払うかどうかという点で見積が必要だからである。収益認識のタイミング及び金額は、どのような評価がなされたかによって異なる。

工事進行基準の適用において、収益合計、プロジェクトを完了するための費用合計、及び工事進捗度の見積を必要とする。進捗度の決定に固有の仮定、見積、不確実性は、認識される収益のタイミングと金額に影響する。進捗度の測定や、合計の契約収益及び費用を見積もるための十分な基礎が無い場合には、収益認識は負担した発生済契約費用を上限とする。進捗度を見積もる十分な基礎が存在するかどうかの決定は判断を要する。進捗度や契約収益及び契約費用の見積の変更は、当該契約の報告済の収益を累積的に修正する形で計上する。

複数要素契約に関する会計処理をするために、我々は以下の事項を決定しなければならない。

- ・ 同一の顧客に対する複数の契約についてどれを一つの契約としてみなすべきか
- ・ 一つの契約に基づく複数の製品サービスについて、どれが分離され、どれを別個に会計処理すべきか
- ・ 契約総額をいかにして一つの契約の中の分離された提供物ごとに、配分すべきか

同一の顧客に対する異なる契約を一つの契約とみなすべきかどうかの決定は、契約を同時に交渉したもののか、或いは別の何らかの方法で関連しているかの評価を要するという点で、高度な判断を要する。収益認識のタイミング及び金額は、二つの契約を別個のものとして会計処理するか単一のものとして会計処理するかによって異なる。

クラウド・サブスクリプションまたはオンプレミス・ソフトウェア、その他の成果物を含む複合契約の

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

下で、我々は、ある成果物(例えばコンサルティングサービス)がクラウド・サブスクリプションやオンプレミス・ソフトウェアの機能性において不可欠であると判断すれば、クラウド・サブスクリプション、オンプレミス・ソフトウェア、その他の成果物を別個のものとして会計処理することはない。未提供の要素が提供された要素の機能性において不可欠かどうかの決定には判断を要する。収益認識のタイミング及び金額は、いかにそのような判断をするかによって異なる。なぜなら収益がより長いサービス期間に亘って認識されることもあるからである。

それぞれの顧客契約に基づいた取引手数料を異なる提供物へ割り当てる領域について、収益認識のタイミング及び金額に影響しうる適切な公正価値測定の判断は、以下に依拠して判断する必要がある。

- ・ 適切な公正価値の測定方法が、いまだ提供していない構成要素について示せるかどうか
- ・ 公正価値の決定に使用されたアプローチ

また、残余法以外の収益配分方針を採用したときには、我々のオンプレミス・ソフトウェア契約による収益は大きく異なると考えられる。

#### 営業債権の評価

注記(3b) 営業債権及びその他の債権で記述したように、我々は営業債権の減損を、個別ベースもしくはポートフォリオベースで販売引当金及び貸倒引当金を用いて計上する。債権が回収可能であるかどうかの評価は本来的に判断を要するし、重大な影響を及ぼす顧客の債務不履行についての仮定の使用が必要である。我々が、特定の顧客について信用損失が起りうるかどうか、またその金額は合理的に見積可能かどうか、そしてそのような特殊な勘定について引当金が必要かどうかを決定するため、当該顧客の財政状態についての利用可能な情報を評価するときには判断が必要となる。残りの債権に対して、過去の損失実績に基づいて一般引当金を設定することもまた、高度な判断を要する。なぜなら過去の実績は、必ずしも将来の状況を示すものではないからである。貸倒引当金に関する我々の見積りの変更は、資産や費用の報告額に重要な影響を及ぼしうるし、実際の信用損失が我々の見積りを上回れば、利益に対し不利に影響する。

#### 株式報酬の会計処理

我々は株式報酬制度の公正価値を見積もるのに、予測将来株価ボラティリティ及び予測オプション年数(オプションが行使されるか、行使されずに失効するまでの平均残存期間についての我々の見積り)を含むいくつかの前提を用いている。それに加え、これらの制度の最終支出はそれぞれの行使日における我々の株価の影響をうける。これら全ての前提は公正価値の決定及び我々の株式報酬費用の計上時期と金額に重要な影響を与える。

ストック・オプションの見積り公正価値を決定する目的においては、我々は見積り変動率が最も感応度の高い仮定であると考えている。この制度における将来支出については、〇〇の株価は最も関連のある要素である。従業員参加制度(EPP)及び長期インセンティブ制度(LTI) 2015に基づき付与される制限付株式ユニット(RSU)の公正価値は、EPP(LTI2015における3年間の保有期間)において、各業績評価期間の直前会計年度の第4四半期及び年間の暫定的な決算結果発表直後の〇〇の株価の影響を受けるため、見積り額より大きく上下することがある。これらの要素の変化は、オプション価格決定モデルによって算定した見積り公正価値及び将来支出について重大な影響を及ぼしうる。これらの制度についての詳細な情報は、注記(28)参照。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

法人所得税の会計処理

我々は多くの国で業務を行い収益を得ており、業務を行っている国のそれぞれの税務管轄における税法の変更の影響を受ける。我々の通常の営業活動は〇〇グループ内での収益分配や費用払戻契約など、最終的にどこで税負担するのかが不確実な取引を含んでいる。加えて、我々が支払う法人所得税額は一般的に継続して行われている各国の税務署の調査に影響を受ける。その結果、我々の全世界の法人所得税引当金を決定するのに判断を要する。我々は、税法及びその解釈に基づき、我々の税に関する不確実性についての最終的な結論を合理的に見積もった。このような判断は我々の法人所得税費用、法人所得税引当金、税引後利益に重要な影響を及ぼしうる。

繰延税金資産の帳簿価額は各報告期間末日にレビューされ、繰延税金資産の一部または全部の便益を享受するのに十分な課税所得が見込まれる金額まで減額される。この評価には経営者の判断、見積、仮定が必要とされる。我々の繰延税金資産の回収可能性を評価するのに、我々は過去の課税所得のレベル及び繰延税金資産の回収可能期間にわたる将来課税所得の予測を含む、全ての入手可能な有利、不利な証拠を考慮する。将来課税所得に関する我々の判断は市場状況の見通しやその他の事実や環境に基づいている。基礎となっている事実もしくは我々の見積及び仮定についての不利な変化が起これば、我々は繰延税金資産の帳簿価額の減額を求められることになりうる。

我々の法人所得税に関する詳細情報については、注記(11)参照。

企業結合の会計処理

企業結合の会計処理においては、無形資産が識別可能かどうか、のれんから区分して計上すべきかどうかについて判断が要求される。さらに、取得日における取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の公正価値の見積りは経営者の重要な判断を含んでいる。必要となる測定は取得日における利用可能な情報及び経営者が合理的とみなした見積及び仮定に基づいている。これら判断、見積もり、仮定が様々な理由により財政状態及び損益に重要な影響をもたらしうるが、それらは以下である。

- ・ 減価償却及び償却対象となる資産に付された公正価値は、取得後の年度において、営業利益に計上される減価償却費及び償却費の金額に影響する。
- ・ 資産の見積り公正価値の事後の負の変動は減損の計上により追加の費用となりうる。
- ・ 見積もられた負債及び引当金の公正価値の事後の変動は追加的な費用（見積り公正価値が増加した場合）または収益（見積もり公正価値が減少した場合）となりうる。

その他無形資産の事後の会計処理

注記(3b)の無形資産の項に記載されているように、のれんを除く全ての無形資産には有限の耐用年数が設定されている。したがって、無形資産の償却可能額は耐用年数に亘って規則的に償却される。以下の決定に際し、判断が要求される。

- ・ 経済的便益をもたらすと期待される期間の見積りに基づく無形資産の耐用年数
- ・ IFRSは、信頼性をもって企業による資産の将来の経済的便益の消費パターンを予想できる場合以外は定額法を要求しているため、償却方法  
償却期間及び償却方法の両方とも每期計上される償却費の額に影響する。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

無形資産について減損の判定を行う場合、テスト結果は、将来キャッシュ・フローの予測や経済リスクに関する経営陣の最新の仮定及び見積りによる影響を大きく受けるが、これらは複雑であり、将来の成長について重要な判断及び仮定を要する。それらは、事業戦略、社内予測、加重平均資本コストの見積りの変更などの様々な要因により影響を受ける。それらの要因により、実際キャッシュ・フローと評価は予測将来キャッシュ・フロー及び割引キャッシュ・フロー法を用いて算出する関連する評価額には重大な差異が生じうる。我々が過去に実施した仮定及び見積りは合理的であり適切であると考えているが、異なる仮定及び見積りは我々の財政状態及び収益に重要な影響をもたらさう。

#### 事業セグメントの決定

2014年における組織再編成後の〇〇組織体制において事業セグメントの定義に該当する単位はなく、したがって〇〇の事業セグメントは一つであるという重要な決定をした。

#### 法的偶発事象の会計処理

注記(24)に記載されたとおり、我々は現在様々な損害賠償請求及び訴訟手続きに関与している。それらの事項に対して少なくとも四半期ごとにそれぞれの重要事項の状況をレビューし、潜在的な財務上及び事業上のエクスポージャーについて評価をしている。引当金を計上すべきか、またそれらの引当金の適切な計上額はいくらか、についての決定には重要な判断が要求される。判断は特に以下において要求される。

- ・ 債務の存在の有無についての決定
- ・ 経済的便益の流出可能性についての決定
- ・ 債務金額が見積り可能かどうかの決定
- ・ 現在債務を解消するために必要な支出金額の見積り

これらの不確実性のため、引当金はその時点での最善の利用可能な情報に基づいている。

各財務報告期間の期末日において、進行中の損害賠償請求及び訴訟手続きに関する潜在的債務について再評価し、最新の最善の見積りを反映させるために現状の個々の引当金への調整を行う。さらに、それぞれの財務報告期間の期末日以降連結財務書類の発行が承認される日までに入手した新規の情報を監視及び評価し、期末日に存在していた状況に関して追加的な情報を与えるかどうかを判断する。このような潜在的債務の見積りの修正は財政状態及び収益に重大な影響を与えうる。法的偶発事象についての詳細情報は注記(19b)及び(24)を参照。

#### 開発に係る自己製作無形資産の認識

開発に係る自己製作無形資産を無形資産として認識するかどうかの決定は重要な判断を要求するが、以下が特に必要となる。

- ・ 活動が研究局面であるか開発局面であるかの判断
- ・ 無形資産の認識要件を満たしているかどうかの判断には、将来の市況、顧客の需要、その他の開発に関する仮定が必要
- ・ 「技術上の実行可能性」の条件がIFRSで定義されていないため、資産の完成が技術的に実行可能かどうかの決定について判断及び企業独自のアプローチが要求される
- ・ 開発により生じた無形資産を将来使用又は売却できるかについての判断、また使用または売却による

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

将来の経済的便益の可能性の判断

- ・ 原価を無形資産に直接的または間接的に帰属させることが可能かどうか及び原価が開発を完成させるために必要かどうかの判断

(事務局による補足説明) 開示例 4 は、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り項目について、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクの内容が詳細に記載されている。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

## 別紙3：有価証券報告書における会計方針に関する一般的な開示例

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 4. 会計処理基準に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

## (ア) 有価証券

## ① 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

## ② その他有価証券

## 時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

## 時価のないもの

…移動平均法による原価法

## (イ) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## (ア) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用している。ただし、建物については、主として定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物 主として〇〇年から〇〇年

機械装置 主として〇〇年から〇〇年

## (イ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用ソフトウェアの見込利用可能期間は主として5年である。

## (ウ) リース資産

## ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

## ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## (ア) 貸倒引当金

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。



債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(イ)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

(ウ)受注工事損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事等の損失見積額を計上している。

(エ)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(i)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

(ii)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として〇〇年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として〇〇年）で、主として定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めている。

(7) 重要なヘッジ会計の方法・・・(本資料上、記載を省略)

(8) のれんの償却方法及び償却期間・・・(本資料上、記載を省略)

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲・・・(本資料上、記載を省略)

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

## 資料(1)-2

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項・・・(本資料上、記載を省略)

以 上

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。